

北本市協働推進条例に位置づけるべき 項目について

- 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議報告 —

平成23年10月1日

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会

第1 はじめに

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会は、これまでに、北本市自治基本条例第18条第3項に規定する「市民の参画並びに市民及び市の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項を定める条例」の制定に向けた研究を進め、平成22年10月には、市民参画の推進に関する検討事項をまとめて「北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について～北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告」を市長に提出しました。

一方、北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会は、同報告を受けて、北本市市民参画推進条例（案）の検討を行いました。

その後は、市民及び市の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項として、協働推進条例と市民公益活動促進施策に関する事項についてそれぞれ検討を進めてきましたが、協働推進は、市民と行政が対等の立場で共通の目標に向かって協力するという性格のものであることから、北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議を開催し、具体的な項目の検討を進めることとしました。

合同会議は、平成23年7月に北本市協働推進等庁内検討委員会から示された「北本市協働推進条例制定の基本的な考え方について」に基づき、また、作業部会が行った神奈川県大和市の視察内容等を参考にして、北本市協働推進条例に位置づけるべき具体的な項目の検討を行いました。

この報告書は、平成23年8月と9月の2ヶ月の間に計5回開催した合同会議の討議資料および討論内容をまとめたものです。

今回の合同会議を開催した目的は以下の3点にあります。

- 1 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目の抽出
- 2 市民委員と行政職員との協働の実践
- 3 協働作業を実施することによる市民委員、行政職員各々の人的ネットワークの拡大

この報告書に示した「北本市協働推進条例に位置づけるべき項目」を最大限に尊重し、庁内の意見調整を十分に行ったうえで条例案を作成されることを望みます。

平成23年10月1日

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会
北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会

第2 合同会議の経過

第20回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

第14回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会

平成23年8月8日(月曜日)午後1時30分から午後3時
文化センター第5会議室

- ・北本市協働推進条例の基本的な考え方について
- ・北本市における市民活動支援の現状について

【参加委員】市民検討委員9名 作業部会部員9名 【傍聴者】1名

第21回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

第15回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会

平成23年8月17日(水曜日)午前9時30分から午前11時30分
北本市コミュニティセンターコミュニティ集会室

- ・北本市における市民活動支援の現状について
- ・北本市における協働推進と市民活動支援の区分について

【参加委員】市民検討委員8名 作業部会部員8名 【傍聴者】1名

第22回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

第16回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会

平成23年8月31日(水曜日)午前9時50分から午前11時45分
文化センター第4会議室

- ・北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について1

【参加委員】市民検討委員9名 作業部会部員6名 【傍聴者】1名

第23回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

第17回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会

平成23年9月5日(月曜日)午後1時30分から午後3時30分
文化センター第3研修室

- ・北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について2

【参加委員】市民検討委員9名 作業部会部員7名 【傍聴者】1名

第24回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

第18回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会

平成23年9月12日(月曜日)午前9時30分から午前11時30分
文化センター第2研修室

- ・北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について3

【参加委員】市民検討委員7名 作業部会部員7名 【傍聴者】1名

第3 合同会議で決定した事項

1 協働推進と市民公益活動は分離して整理すること

北本市自治基本条例では、**資料3**の図1に示すように、公共活動を市民参画、協働推進、市民公益活動に分類していることから、北本市自治基本条例のもとに整備する条例及び制度も、同様に分類され、整備されるべきものとした。

2 市民公益活動支援コーナーのあり方について

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会及び北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議では、2回目の合同会議で、北本市コミュニティセンター内に設置されている北本市市民公益活動支援コーナーを見学し、事務局から設置から現在までの経過説明を受け、支援コーナーの現状分析を行うとともに、今後の支援コーナーのあり方についても討論した。

討論の結果、現支援コーナーを存続させるよりも、駅連絡通路や文化センターなど、市民が多く集まる場所に市民活動団体の掲示板を設け、市役所に専門の相談窓口を開設するなどして、より効果的に市民の公益活動支援を進めるべきであるという結論を得た。

当コーナーは、市民公益活動支援センター設置までの間の暫定的措置として開設されているものであるが、現段階では、当コーナーを廃止しても特段問題は生じないとの見解である。

3 市民公益活動支援センターの整備について

北本市市民公益活動支援センターの整備については、北本市総合振興計画及び北本市市民と行政との協働推進計画に位置付けられてはいるものの、現在の厳しい財政状況からは、その整備の早期実現は難しいものと思われる。

全国の地方公共団体で市民との協働を推進する動きが加速した初期段階には、協働を推進するためには市民活動支援センターの整備が必須との考えが一般的であったようだが、現在は、支援センターをオープンしても来場者が少ないなどの事例も出ているようである。それは、支援センターで実施している支援メニューと市民団体の求めるそれとの間にミスマッチが生じているためと思われる。

当市の場合、近隣の伊奈町にボランティア、NPOの活動を支援する市民活動サポートセンター（埼玉県が運営する県民活動総合センター内）が設置されていることから、自前で支援センターを整備せずとも十分にその役割を果たしているものとする。もちろん、市民公益活動支援センターが整備されることが望ましいが、当面は、市民活動支援担当の充実を図り、相談窓口の整備とともに、的確に情報を発信できる体制を整備するよう努めるべきである。

第4 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目

1 目的

北本市自治基本条例第18条第3項に規定する市民と市との協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項を定め、その推進を図ることにより、住民自治によるまちづくりの進展に資することを目的とする

解説

北本市協働推進条例は、北本市におけるまちづくりの理念と基本原則を示した北本市自治基本条例のもとに、みんなでまちづくりを進める際に必要なルール等を定めるものです。

したがって、条例を制定する目的は、北本市自治基本条例の制定目的と同様のものとなります。

2 定義

- (1) 北本市自治基本条例第3条に規定する用語を準用する
- (2) 協働推進に関する特定の用語として以下の用語を定義する
 - ア 「市民公益活動」 市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動で、不特定かつ多数のもの利益をはじめとする、広く社会全般の利益の増進に寄与することを目的とする活動
 - イ 「市民公益活動団体」 市民公益活動を行うことを主たる目的とし、継続性を有する団体
 - ウ 「協働事業」 市民、事業者、コミュニティ、市民公益活動団体及び市長等がお互いの提案に基づいて協力して実施する社会に貢献する事業

解説

北本市自治基本条例第3条では、「市民」、「事業者」、「市」、「市長等」、「参画」、「協働」をそれぞれ定義しています。

北本市協働推進条例は、北本市自治基本条例を根拠に定める条例であるため、条例中に使用する用語は、北本市自治基本条例で使用する用語を準用することとし、北本市自治基本条例に規定の無い「市民公益活動」、「市民公益活動団体」、「協働事業」についてのみ定義することとします。

「市民公益活動団体」は、公益活動を行う団体とし、特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）に規定する特定非営利活動法人（NPO法人）や任意団体であるボランティア団体等を指します。あくまでも公益活動を目的に継続的に活動をしていることが条件であり、ボランティアに限らず、収益事業を行っているか否かは問いません。

また、「協働事業」は、対等の立場で、共通の目標に向かって、お互いの提案に基づいて協力して実施する事業とするため、市の事業として現在、事業者や市民活動団体が実施している指定管理事業や、委託事業はこれに含まないこととします。

ただし、現在実施している委託事業は今後、協働事業に取り込めないか見直していく必要があります。

3 基本原則

市民、事業者、コミュニティ、市民公益活動団体及び市長等は、次に掲げる基本原則に基づき、協働によるまちづくりの推進に努める

- (1) 相互に自主性及び自立性を尊重し、多様な協働の形態により、単独では成し得ない効果をあげる
- (2) それぞれの役割と責任を明確にし、相互理解を深めるとともに、目的を共有して、対等の立場で連携及び協力する
- (3) 公正性及び透明性を確保し、相互に情報を提供し合うことにより、協働のまちづくりに必要な情報を共有する

解説

この条例を制定する最終目的は、住民自治の確立にあります。多様な主体が、地域の課題解決に向け、協力して取り組むことにより、市民、あるいは行政が単独で事業を実施するよりもより効果が上がることを前提に協働を進めるべきであるということが北本市市民参画推進条例等市民検討委員会と北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会との合同会議で確認されました。

4 市民の役割

- (1) まちづくりの主役であり、自らが公共の担い手となりうることを自覚する
- (2) 積極的にまちづくりに参加するよう努める

解説

まちづくりの主役としての市民の役割を規定しています。

ここでいう市民とは、北本市自治基本条例第3条第1項第1号に規定する「市内に住み、市内で働き、若しくは市内で学ぶ人又は市内で事業活動を行う事業者」を指します。

5 事業者の役割

社会貢献活動を通じ、まちづくりへ参加するよう努める

解説

北本市自治基本条例では、第3条で「事業者」は「市民」に含まれることを規定しています。

したがって、事業者は、ここに規定する『5 事業者の役割』のほか、『4 市民の役割』も負うこととなります。

6 コミュニティの役割

- (1) 地域課題の解決に向け、自主的に取り組む
- (2) 情報発信を行い、開かれた組織運営に努める

解説

市民団体は、[自治会]や[地域コミュニティ委員会]を指す「コミュニティ（地域コミュニティ）」とNPO法人やボランティアグループを指す「市民公益活動団体（テーマコミュニティ）」とに区分できます。

北本市自治基本条例でも市の市民活動に対する支援を第22条と第23条に分けて規定しているように、協働推進条例も協働の相手としての市民団体を、「コミュニティ」と「市民公益活動団体」とに分けて規定すべきと考えます。

ここでは、[自治会]や[地域コミュニティ委員会]をはじめとする「コミュニティ」の役割を規定しています。

北本市では、111の[自治会]が市域全体をカバーし、その連合体としての[北本市自治会連合会]が組織されるとともに、[自治会]とは別に、市域を8つに分けた[地域コミュニティ委員会]がそれぞれ組織され、[自治会]、[地域コミュニティ委員会]、社会福祉協議会の地域支部等地縁団体が相互に密接な関係を持ちながら、市民主体のまちづくりが進められています。

開かれた組織運営とは、限られた人たちだけで組織が運営されるのではなく、団体の情報を常にオープンにし、その地域に住むより多くの人々がまちづくりに参加できるよう組織運営に努めて欲しいという意味が込められています。

7 市民公益活動団体の役割

- (1) 当該団体が持つ社会的使命を自覚する
- (2) 団体の活動目的、運営及び活動内容に関する情報を公開する

解説

より多くの市民に団体の活動の必要性を理解してもらい、また、その活動に賛同してもらうためにも市民公益活動団体は、あらゆる情報を公開するよう努めるべきという考え方からこの規定を設けました。

ここでいう「市民公益活動団体」は、市との協働事業を実施することを可能とする団体とし、条例とは別に団体の市への登録制度を設けるべきであると考えます。

8 市長等の役割

- (1) 協働によるまちづくりを推進するための環境づくりに努める
- (2) 市民、事業者、コミュニティ及び市民公益活動団体との協働事業を行うために必要な措置を講じる
- (3) 必要な情報の公開を積極的に行う
- (4) 職員の協働に関する意識の高揚を図る

解説

北本市自治基本条例では、第3条第1項第4号で「市長等」を「市長その他の執行機関」と規定しています。

「その他の執行機関」とは、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価委員会、農業委員会、公平委員会を指します。

協働事業を行うために必要な措置とは、市長等が行う団体への直接的な支援や連携のために必要な取組み等を指します。

9 協働事業協定書の締結

協働事業を行う際には、協定書を締結し、相互の役割分担や協働する期間についての協議事項を明らかにしておく

解説

異なる主体が、協働で事業を実施するにあたっては、両者の役割分担や、共に取り組む期限を事前に協議・調整し、合意した内容を協定書のかたちで明らかにしておくことが必要です。

また、常に事業の進捗状況を確認し、事業実施の際に生じた問題は、速やかに両者で協議し、解決にあたる必要があります。

協働事業は、公務でもあるため、締結した協定書も公開することが原則となります。

10 協働事業計画の策定・公表及び協働事業の実績報告

市長は、年度当初に当年度の協働事業計画を公表するとともに、前年度の協働事業の成果を公表する

解説

北本市自治基本条例では、政策の企画立案、実施及び評価の各過程への市民の参画が必要であると規定しています。

そのため、事業実施前に協働事業の予定を公開し、事業実施後には評価を行い、その結果を公表する必要があります。

協働事業も、PDCAサイクルのもとに絶えず事業の見直しを図っていく必要があります。

11 協働事業提案制度

- (1) 市民、事業者、コミュニティ及び市民公益活動団体は、市長に協働事業を提案することができる
- (2) 提案事業の実施方法については別に定める

解説

協働事業提案制度は、より多くの市民に主体的にまちづくりを考えてもらうための取組みのひとつとして、新たに設ける制度です。

そのため、制度設計にあたっては、より多くの行政職員がこれに関わり、協働事業を実施する際の障害や問題を想定し、それを除去したうえで、制度を創設する必要があります。

また、各部署の連携を強化し、提案に対する事前相談等が的確に行える体制も整備しておく必要があります。

さらに、より多くの市民活動団体が、協働事業を提案できるよう、情報発信のしかたも工夫する必要があります。

12 協働推進審議会（推進評価機関）の設置

- (1) 北本市協働推進審議会を設置し、協働推進条例に規定する事項を審議する
- (2) 市長等は、審議会に協働事業計画の策定及び協働事業の実績を報告する
- (3) 市長は、協働事業提案制度による提案事業の実施可否について審議会に諮問する
- (4) 審議会は、当条例の見直しについて調査及び審議する

解説

協働の推進にあたり、事業実施前の公表と事業実施後の評価が必要なことは、『10 協働事業計画の策定・公表及び協働事業の実績報告』に規定しましたが、事業を実施した当事者間の評価のみならず、第三者による評価とその結果の公表も必要と考えました。

神奈川県大和市では、協働事業提案制度で、協働事業の実施の可否を決定する際に、第三者機関に諮問しています。

当市でも、協働事業の採択の際に市民参画を取り入れるため、審議会委員が審査に加わる制度を構築すべきと考えます。

北本市協働推進審議会は、市民と市との協働によるまちづくりが、北本市協働推進条例の規定事項に沿って進められているか否かをチェックする機関として設置します。

13 条例の見直し

この条例を社会、経済情勢の変化等に対応させるため、必要に応じ、検証し、見直しを行う

解説

北本市自治基本条例にも、条例の見直しの規定を設けているとおり、当条例は、国の法律等から直接影響を受けない北本市独自の条例であるため、社会の変化や経済情勢に変化が生じた際には、検証や見直しが必要です。

14 委任

北本市協働推進条例に記載する制度の詳細については、別に定める

解説

「市民公益活動団体」の登録制度の内容等、この条例の施行に必要な事項は、別に規則等で定めることとします。

第5 北本市協働推進条例を制定する際の課題及び検討すべき事項

合同会議で議論した内容のうち、北本市協働推進条例に位置づけるべき項目としては整理できない事項で、今後、行政内部で検討及び推進すべき課題等について、以下の4点をまとめました。

- 1 自治会、地域コミュニティ委員会等コミュニティと市との関係を整理し、市民にわかりやすく説明すること【最重要課題】

合同会議で話し合ったこと

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会と北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会の合同会議では、市民と市との協働を推進するためには、市が具体的な協働事業の内容を広く市民に公開し、市の協働の相手となる団体と市との関係を明らかにしておく必要があることを確認しました。

そのため、古くから市と密接な関係にある〔自治会〕、〔地域コミュニティ委員会〕と市長等との関係を明らかにし、コミュニティと協働する根拠を広く市民に示す必要があると考えます。

特に、〔北本市コミュニティ協議会〕とそのもとに組織されている8つの〔地域コミュニティ委員会〕は、北本市独自のコミュニティであり、北本市の大きな特徴にもなっていますが、〔市長等〕、〔自治会〕、〔地域コミュニティ委員会〕、その他の団体との相互の関係性は、関係者にもとてもわかりづらいものとなっています。

この問題を解消するため、まず、行政内部で、〔市長等〕と〔自治会〕、〔市長等〕と〔地域コミュニティ委員会〕との関係を整理した上で、さらにコミュニティ関係者間でも協議の機会を持ち、すべての市民に団体の相互関係が理解されるようにしていく必要があります。

- 2 市民公益活動団体の登録制度を設けること

合同会議で話し合ったこと

市の協働の相手となりうる市民公益活動団体は、協働事業のほか、公益事業を実施するため、団体の活動理念、活動内容と実績、年間収支等を広く公開して、市民から支持される団体になるよう努めるべきです。

そのため、市に構成員や活動内容、会計等団体の情報を届け出る「市民公益活動団体登録制度」を設けることを提案します。

この登録制度を設けることによって、市が団体から協働事業の提案を受ける際に、協働の相手としてふさわしい団体であるかを判断するひとつの基準とすることができます。

また、具体的な協働事業の実績を市の公式サイトや広報きたもとに掲載する等、団

体の事業実績を市民に公開することによって、協働事業のイメージが定着し、事業提案の増加にも繋がっていくものと考えます。

- 3 協働事業提案制度等、従来の行政事務には想定されていない新たな制度を創設することになるため、条例施行に併せ、適正な事務、窓口体制を整備して新制度を発足させること

合同会議で話し合ったこと

北本市市民参画推進条例(案)が、これまでの北本市における参画の手法を整理し、かつ新たに参画を進めるための制度を規定しているように、北本市協働推進条例もこれまでの市の協働の取組みを整理して、協働の際のルールとしてまとめ、協働を推進するための新たな制度を付加すべきと考えます。

そのため、市民公益活動や協働事業の提案等、具体的な相談ができる窓口の整備と、提案を事業実施に結び付けていく庁内の連携体制、つまり、各課と団体をつなぐ役割を持つ部署を整えて条例を施行することが必要です。

- 4 市民公益活動団体と行政とが意見交換、情報交換する(仮称)協働推進会議の開催を検討すること

合同会議で話し合ったこと

協働推進の第一歩は、まずお互いをよく知ることです。各団体はどのような考えを持っているのか、それに対する市の考え方はどうなのかを意見交換を行うなかで、理解しあい、良好な関係を構築していくことが重要だと思います。そのため、市民検討委員会は、「(仮称)協働推進会議」の開催を提案します。

<参考>

会議配布資料（抜粋）

- 資料 1 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会委員名簿
- 資料 2 北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会部員名簿
- 資料 3 「参画」・「協働」・「市民活動」の分類図、条例検討体制図
- 資料 4 北本市協働推進条例制定の基本的な考え方について
- 資料 5 大和市協働事業提案制度実施の流れ
- 資料 6 大和市協働事業提案制度の種類
- 資料 7 北本市コミュニティ協議会組織図

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会委員名簿

◆第1号委員（コミュニティ活動団体関係者）2名

NO	氏名	推薦団体
1	かとう のぶとし 加藤 信利	北本市自治会連合会（団体推薦）
2	すとう ぜんじろう 須藤 善次郎	北本市コミュニティ協議会（団体推薦）

◆第2号委員（市民活動団体関係者）2名

NO	氏名	備考
1	たかはし ようこ 高橋 よう子	北本市ボランティア連絡会（団体推薦）
2	こが としお 古賀 としお	市民会議等（北本市ごみ減量等推進市民会議）

◆第3号委員（市内で事業活動を行う者又は市内で働く者）2名

NO	氏名	備考
1	みやぎ まし 宮城 仁	北本市商工会（団体推薦）
2	あきよし のりこ 秋吉 のりこ	北本市社会福祉協議会（団体推薦）

◆第4号委員（公募による市民）2名

NO	氏名	備考
1	せきやま くにたか 関山 邦孝	公募市民
2	やざわ たくお 矢澤 拓夫	公募市民

◆第5号委員（知識経験者）1名

NO	氏名	備考
1	かわい ひろのぶ 河井 宏暢	元北本市自治基本条例制定研究懇話会委員

北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会部員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
秘書広報課	主 幹	浦 直樹	副部長
政策推進課	主 任	大森 国英	
協働推進課	課 長	原島 敏一	部長
財 政 課	主 査	津田 実	
総 務 課	主 事	矢ノ川直登	
税 務 課	主 査	加藤千鶴子	副部長
くらし安全課	主 幹	新井 貞男	
産業観光課	主事補	福島みゆき	
福 祉 課	主 幹	関根 孝明	
都市計画課	主 査	橋本 保	
生涯学習課	主 任	安藤 裕也	

「参画」・「協働」・「市民活動」の分類図、条例検討体制図

図1 北本市自治基本条例に規定する「参画」「協働」「市民活動支援」の関係

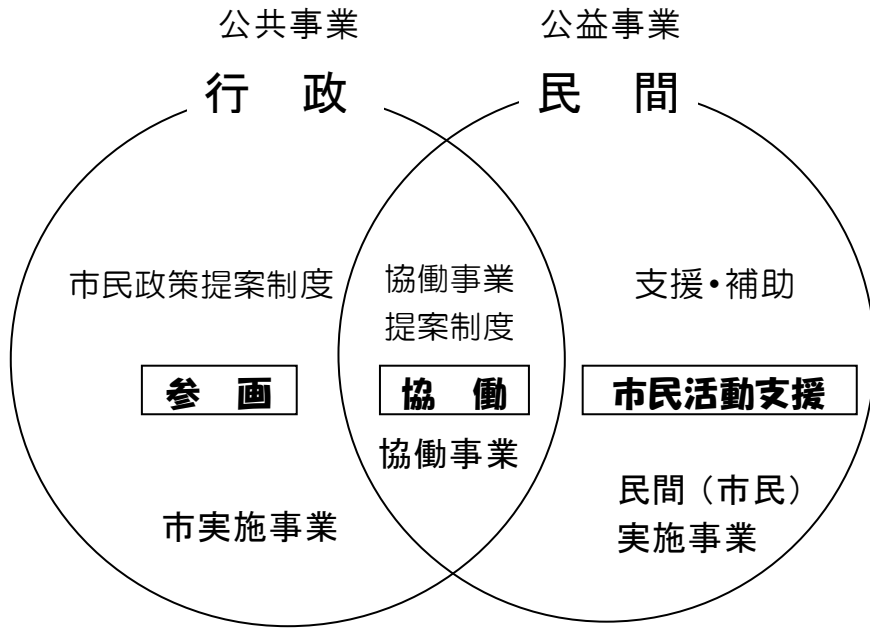
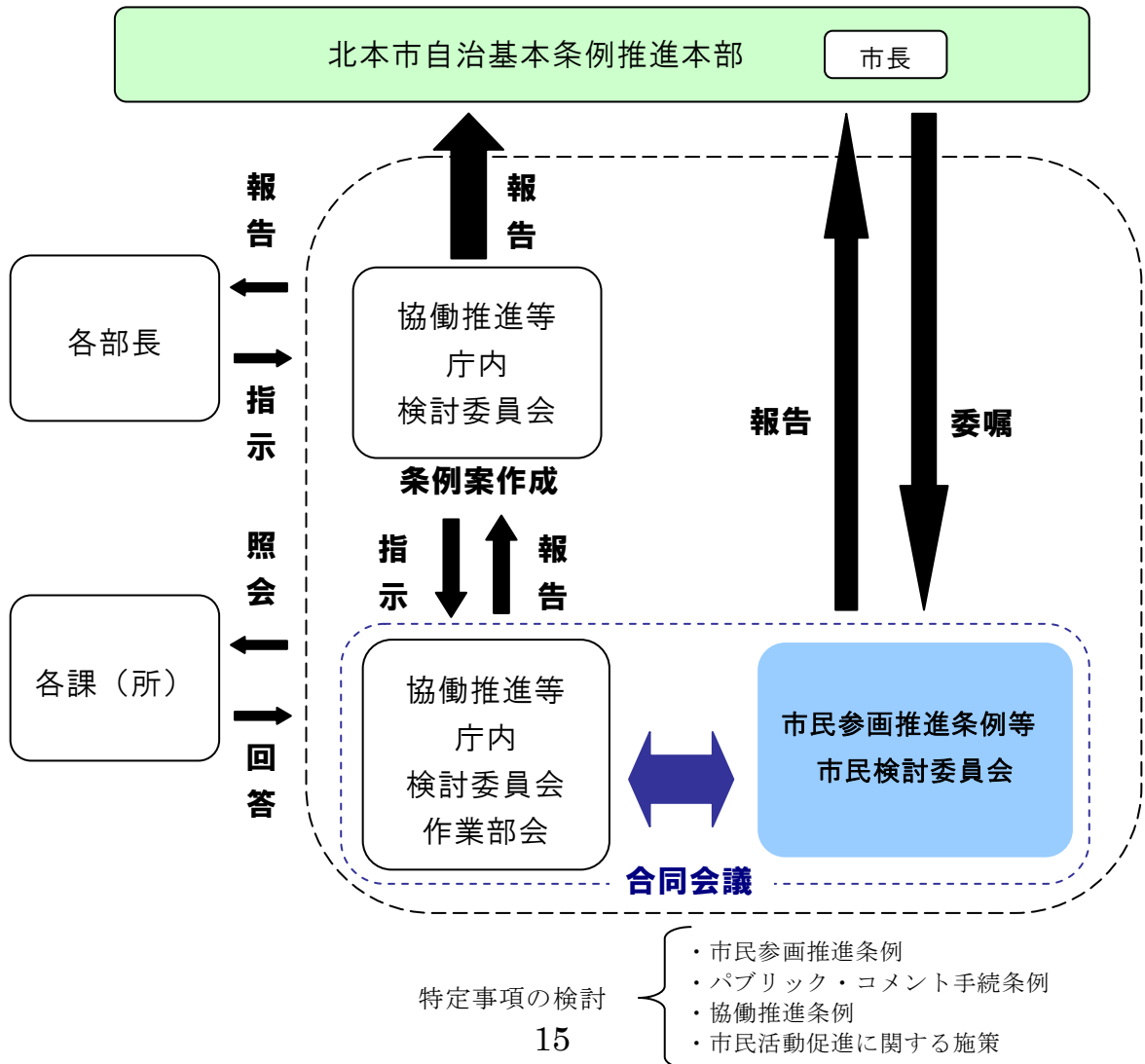


図2 北本市自治基本条例に規定する3つの整備が必要な条例と市民公益活動支援施策の検討体制



北本市協働推進条例制定の基本的な考え方について

平成 23 年 7 月 28 日
北本市協働推進等庁内検討委員会

北本市協働推進等庁内検討委員会では、平成 22 年 4 月に施行された「北本市自治基本条例」及び「北本市市民と行政との協働推進計画」をもとに、これまでの市民活動団体と行政との関係等について議論し、以下のとおり、北本市協働推進条例制定の基本的な考え方をまとめました。

なお、この基本的な考え方の中には、市民活動支援の施策に関連する事項を含めていますが、協働推進条例に市民活動支援の施策を含むべきか否かについては、広く市民と協議する中で決定すべき事項としました。

1 協働事業の効果予測

市民団体との協働事業を実施する際、協働になじむ事業か検討する必要があります。市民と行政とが協働する意義は、両者が相互に理解し、対等な立場で共通の目標に向け協力することによって、より高い事業効果の創出を期待するものです。

2 協働事業の評価

市民団体と実施した協働事業の成果を評価し、広く市民に公表していく必要があります。そのことが、団体にとってさらなる市民活動推進の原動力となるものと考えます。

また、事業評価制度を確立するためには、各事業を評価するための基準（評価指標）を明確にしておく必要があります。

3 協働する期間の設定

協働事業を始める際には、市民団体と行政とで共に事業に取り組む期間を設定しておくことも必要です。事業ごとに協働の期限を区切り、事業終了後に事業評価をもとに両者でよく協働事業の結果を議論し、次の協働事業に反映できるよう改善策を講じていく必要があります。

それは、年数がたつにつれ、構成員や組織が置かれる環境や政策等に様々な変化が生じてくるため、それに対処するためにも期間の設定を条件としておく必要があるからです。

4 相互理解と目的の共有化

両者が同じ方向を見ているからこそ、協働の成果が生まれるものと考えます。市民団体と行政がそれぞれお互いを理解しあい、共通の目標に向けて協力する必要があります。

5 情報の公開と発信

個人情報等非公開とすべきもの以外の情報は、行政が主体的に情報発信し、情報を共有して市民が的確な判断を得られるように工夫していかなければなりません。

6 協定の締結と役割分担

性格も特性も異なる市民団体と行政が協働するためには、両者の役割分担を明らかにするとともに、その取り決めを文書等により誰もが見える形で表しておく必要があります。

そのためには、協働事業の実施にあたって、協働の原則に基づき、市民団体と行政の間で事業に関する目的や内容、役割分担を定めた「協定書」等を締結することが望ましいと考えます。

7 市民の主体的な活動を支援

市民活動支援の姿は、市民が望む目標に市民が主体的に取り組めるように支援するものと考えます。

8 事業補助

補助金は、事業ごとにその実施効果を評価・検討し、補助するものであるため、補助金の見直しは事業評価に基づいて進めていく必要があります。

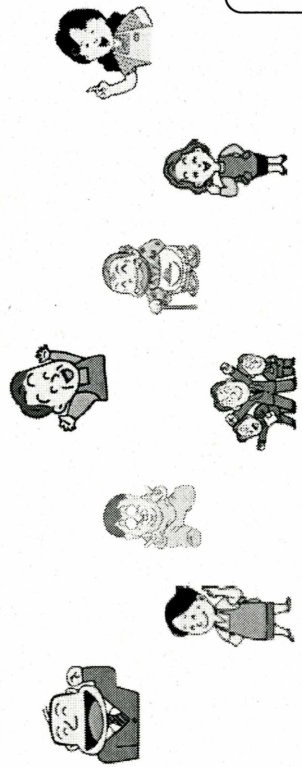
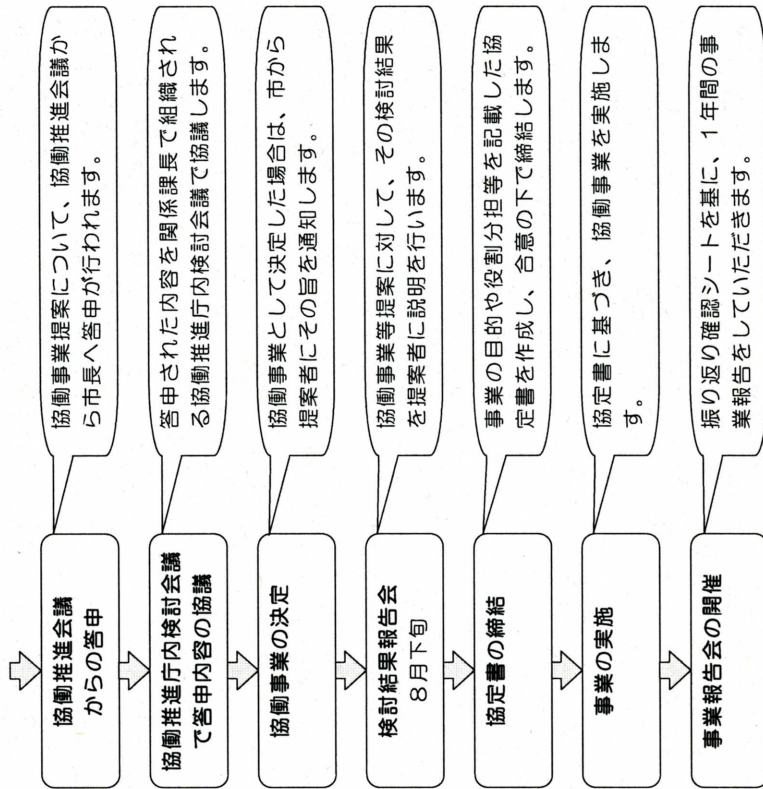
9 市民活動団体の自立

市民活動として、市民が主体的に取り組む活動にあっては、会計等団体の事務管理も団体自身で担うことが基本です。

しかしながら、行政が団体の立ち上げを後押ししてきた市民活動団体もあることから、今後は、団体が自立できるよう支援することも必要です。

9. 協働事業等提案制度の流れと役割

○平成23年度の協働事業等提案制度は、次のような流れで実施する予定です。



神奈川県大和市における協働事業提案制度の分類

(1) 市民提案型協働事業提案

市民等が自由に課題を設定し、市との協働による解決策の提案

(2) 行政提案型協働事業提案

市が課題を設定し、その解決にあたり市との協働による解決策の提案

(3) 行政提案応募型協働事業提案

市が課題と解決策の事業案を設定し、事業案に賛同し、参画を表明する提案

北本市コミュニティ協議会組織図

